

困ったときは“おたがいさま”

令和元年10月1日より
サービス開始

いしこし助け合いサービス

石越町の住民による、住民のための、会員制の助け合い活動です。

足腰が弱くなったり、免許を返納して車が運転できなくなったりして、生活でのちょっとした困りごとがあっても手伝ってくれる人がいない…そんな時に住民の皆さんの参加と協力によりがお手伝いする、会員相互の助け合いサービスです。

利用する方も協力する方も会員登録をしていただき、必要に応じたサービスを提供します。

会員の対象者

種類	対象者
利用会員	石越町に在住し、事業の趣旨に賛同いただき、尚且つ60歳以上で車の運転ができなく、支援を必要とされる方。
協力会員	事業の趣旨に賛同いただき、助け合いの精神でご協力いただける方（付添い介助、車輛の運転、軽微な生活支援、事務局の運営支援等）

※サービスを利用するには、会員登録（許可）、同意書への署名が必要です。

利用会員会費及び利用料

年会費	1人/1,000円（事務諸経費・保険料）
利用料	1回1時間程度を目途とし、町内…100円 町外…200円 ※主な目的地は、石越町、中田町、迫町、若柳町とします。

利用日時

月曜日から金曜日（土日祝日・年末年始を除く）
午前8時30分から午後3時まで

1人、月2回まで
利用できます。

サービスの内容

協力会員が利用会員に対して、生活支援サービスを行います。

- ・病院等への通院付添い支援。
- ・買い物への付添い支援。
- ・金融機関への付添い支援。
- ・その他、ちょっとした困りごとのお手伝い。

車輛は社協石越デイサービスの
車をお借りしています。



いしこし助け合いサービス利用の流れ



利用会員

石越町在住の60歳以上で
支援を必要としている人



協力会員

このサービスの趣旨を理解し、
お手伝いいただける方



① 1週間前までに
利用申し込み

事務局

利用会員・協力会員登録
サービスの調整



※当面の間、登米市社会福祉協議会
石越支所に事務局を置きます。

③ サービス提供

④ 利用料金の預け渡し

⑤ 利用料金の納入
活動の報告

② 協力会員の調整
(時間・場所の連絡)

利用される方、
協力いただける方を
募集中です!!

随時申請可能です。

申込書の配布、お問合せは下記まで!!

相談・お問合せは、

登米市生活支援体制整備事業
第二層中田・石越圏域協議体 石越地区連絡会

いしこし助け合いサービス事務局

電話 0228-34-2501

登米市石越町南郷字新石沢前 47-3
(石越福祉センター内)

登米市社会福祉協議会 石越支所

平日月曜日～金曜日

(土日祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後3時まで

いしこし助け合いサービス実施要項

(目的)

本事業は、協力会員と利用会員からなる会員相互の支え合い事業です。ボランティアによる助け合い活動を実施し、高齢者等の在宅生活を支援します。また、市民のボランティア活動を促進し、住民相互の絆を深めることで、共助により地域の福祉力を高める町づくりを目指します。

(名称)

この事業の名称は、『いしこし助け合いサービス』とし、実施主体は「登米市生活支援体制整備事業第二層中田・石越圏域協議体石越地区連絡会」(以下、「石越地区連絡会」という。)が行う。

(登録会員の種別)

- ・協力会員…事業に賛同する方。
- ・利用会員…石越町に居住し、事業の趣旨を理解し賛同する方。

(事務局)

この事業の事務局は、当分の間 登米市社会福祉協議会石越支所（石越町南郷字新石沢前47番地3 0228-34-2501 石越福祉センター内）に置く。

(支援内容)

この事業は、協力会員が利用会員に対して生活支援（介助）サービスを行う。

- ・病院等への通院付添い介助。
- ・買い物への付添い支援。
- ・金融機関への付添い支援。
- ・その他必要な生活支援を行う。

(登録)

協力会員・利用会員として登録する方は、様式第1号・様式第2号の会員登録申請書に記入し事務局に提出し、石越地区連絡会に利用許可を得ること。

2 利用会員については同意書（様式第3号）を理解し、署名するものとする。

(会費)

同意書へ署名した者は、利用会員の年会費1,000円を石越地区連絡会へ納めること。

(事業に係る経費について)

消耗品（事務用品）、その他必要なものは利用会員の年会費をあてる。

(利用会員の条件)

原則として 60 歳以上で車の運転ができない方で、支援を必要とする方。

(利用範囲)

利用範囲は町内または町外とする。

(利用日時)

月曜日から金曜日（土曜日・日曜日・祝日を除く）まで、時間は午前 8 時 30 分から午後 3 時までとする。

(利用回数)

一人、月 2 回までとする。

(利用申込)

利用予定の 1 週間前まで、電話で申込する。

(利用料)

1 回 1 時間程度を目途とし、町内 1 0 0 円、町外 2 0 0 円とする。

(登録の喪失)

会員が次の事由に該当するときは、その登録を喪失する。

- (1) 退会した時。
- (2) 利用会員の条件が満たさない時。
- (3) 目的に反する行為があった時。

(経費)

事業の経費は、年会費・寄付金その他の収入をもって充てる。

(その他)

この要項に定めるもののほか、必要な事項はその都度、石越地区連絡会に諮って定める。

附則

この要項は、令和元年 7 月 2 3 日より施行する。